

## 平成30年度等級等ごとの職員の数の公表について

地方公務員法(昭和25年法律第261号)第58条の3第2項の規定に基づき、給料表ごとに、年度当初(平成30年4月1日現在)における等級等ごとの職員の数について公表します。

### 行政職給料表(再任用職員含む)

等級	等級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	(段階)
1級	定型的な業務を行う主事の職務	28	15.4%	主事	28	105	57.7%	係員級
				計	28			
2級	相当な知識又は経験を必要とする業務を行う主事の職務	40	22.0%	主事	38			
				保育士	2			
				計	40			
3級	主任主事、主査の職務	37	20.3%	主任主事	32			
				保育士	5			
				計	37			
4級	係長、主査の職務	40	22.0%	係長	35	40	22.0%	係長級
				主査	3			
				主任保育士	2			
				計	40			
5級	課長補佐の職務	16	8.8%	課長補佐	14	16	8.8%	課長補佐級
				園長	2			
				計	16			
6級	審議監、課長、参事の職務	21	11.5%	課長	18	21	11.5%	課長級
				局長	3			
				計	21			
		182	100.0%			182	100.0%	

### 技能労務職給料表

等級	等級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	(段階)
1級	定型的な業務を行う技師、労務職等の職務	0	0.0%	技師	0	19	100.0%	係員級
2級	困難な業務を行う技師、労務職等主事の職務	2	10.5%	技師	2			
3級	主任技師、主任労務職等、相当困難な業務を行う技師、労務職等の職務	9	47.4%	主任技師	9			
4級	相当困難な業務を行う主任技師、主任労務職等の職務	8	42.1%	主任技師	8			
		19	100.0%					